受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者は、沖縄総合事務局長が定める手続により再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。なお、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていないときは、競争参加資格が確認されない場合がある。

⑶　合併等により新たに設立された会社等の取扱い　合併等により新たに設立された会社等とは、次の①から⑤までに掲げる会社等をいい、合併等後の経営事項審査を受けている者は、沖縄総合事務局長が定める手続により再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。

①　合併等により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社。

②　親会社がその営業（建設業）の一部を独立させるため新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社。

③　新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社。

④　既存の建設業者が他の建設業者から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者。

⑤　営業（建設業）の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社。

⑷　次の各号に掲げる場合の建設工事の申請については、持参又は郵送（定期の一般競争（指名競争）参加資格の審査にあっては、郵送）に限るものとする。

①　申請者が道路清掃作業その他の河川又は道路の維持に関する作業のみにつき申請をする場合において、建設業法第３条の規定による許可及び同法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていない場合。

②　申請者が１Ⅰ⒀に掲げる維持修繕工事につき申請をする場合において、経営事項審査に反映されていない道路清掃作業その他の河川又は道路の維持に関する作業の完成工事高を含めて申請をする場合。

③　申請者が経常建設共同企業体である場合。

④　申請者が事業協同組合である場合において、総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望するとき。

⑤　申請者が協業組合・企業組合である場合において４⑵の（建設工事に係る添付書類）の⑤及び⑥に掲げる書類を提出するとき。

⑥　申請者が⑶に掲げる合併等により新たに設立された会社等で、新たに申請を行う場合（合併等の後、既に再認定を受けている場合は除く。）。

⑦　申請者が会社更生法に基づく更生手続開始決定又は民事再生法に基づく再生手続開始決定を受けたものである場合において、⑵に掲げる再度の決定を受けていないとき。

⑧　申請者がグループ経営事項審査又は持株会社化経営事項審査を受けている場合。

⑸　次に掲げる場合の測量・建設コンサルタント等業務の申請については、持参又は郵送（定期の一般競争（指名競争）参加資格の審査にあっては、郵送）に限るものとする。申請者が会社更生法に基づく更生手続開始決定又は民事再生法に基づく再生手続開始決定を受けた者である場合において、競争参加資格の再度の認定を受けていないとき。

競争参加者の資格に関する公示

京橋税務署・中央都税事務所⑯建築その他工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成28年10月21日

関東地方整備局長　大西　亘

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　11

１　工事名　京橋税務署・中央都税事務所⑯建築その他工事（電子入札対象案件）

２　工事場所　東京都中央区新富２－６－１

３　工事内容

敷地面積　1,672㎡

１．建物

１）庁舎

構造　鉄骨造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造　地上８階建（地下１階）

建築面積　約1,300㎡

延べ面積　約10,500㎡

用途　庁舎

工事内容　新築１棟

２．取りこわし

１）既存施設　取りこわし一式

工期　契約締結の翌日から平成31年６月28日まで。

４　申請の時期

平成28年10月21日から平成28年11月15日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）。

なお、平成28年11月16日以降当該工事に係る開札の時まで（日曜日、土曜日、祝日及び年末年始（平成28年12月29日から平成29年１月３日まで）を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

５　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（特定建設工事）」（以下「申請書」という。）は、平成28年10月21日から　〒330―9724 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１ さいたま新都心合同庁舎２号館17階　関東地方整備局総務部契約課工事契約調整係　電話048―601―3151㈹　内線2525において特定建設工事共同企業体としての資格を得ようとする者に交付する。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付して電子入札システムにより提出すること。また、入札説明書に示すところによる一定の理由がある場合は郵送又は託送（書留郵便等、記録の残るものに限る。）により提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式による場合は⑴に示す申請書の交付場所に持参すること。

①　特定建設工事共同企業体協定書㊦（６⑸の条件を満たすものに限る。）の写し。

②　６⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成28年10月21日付け支出負担行為担当官及び契約担当官関東地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式―２－１及び２－２を使用すること。）。

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

６　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査「競争参加者の資格に関する公示」（平成28年３月31日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成28年３月31日付け公示」という。）５（建設工事）の①から⑤までに該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については、平成28年３月31日付け公示６の（建設工事）⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。

⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２社の組合せとする。

①　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。